

議 長 日程第1「議案第24号松田町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

町長の提案説明を求めます。

町 長 皆さん、おはようございます。定例会2日目、よろしくお願いを申し上げます。

議案第24号松田町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和4年6月7日提出、松田町長 本山博幸。

提案理由。国家公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、非常勤職員の育児休業の取得要件を緩和し、取得しやすい勤務環境を整備するため、所要の改正をしたいので提案するものでございます。よろしくお願いいいたします。

議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

総務課長 それでは、議案第24号松田町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例につきまして御説明させていただきます。

改正の理由といたしまして、国家公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、非常勤職員の育児休業の取得要件を緩和し、取得しやすい勤務環境を整備するため、所要の改正を行うため条文の整備等を図るものでございます。

それでは、恐れ入ります。議案を2枚おめくりいただきまして、3枚目の参考資料1、新旧対照表を御覧ください。右が現行、左が改正案でございます。改正案では、現行の第2条第4号のア（ア）を削り、現行のア（イ）中の「特定職に引き続き」を改正案のア（ア）中の「引き続いて任命権者を同じくする職及びこれに準ずる職」に改め、現行の同項中ア（イ）をア（ア）とし、ア（ウ）をア（イ）とするものでございます。

恐れ入ります。次ページをお願いいたします。現行の上段、19条第2号中の「次のいずれにも該当する」を改正案では「勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して任命権者が定める」に改め、現行の同項のア及びイを削ります。また、現行の第23条の委任を第25条に繰り下げ、改正案の第23条妊娠又は

出産等について申出があった場合における措置等と、第24条勤務環境の整備に関する措置を新規に追加するものでございます。

恐れ入ります。1ページ戻っていただきまして、議案本文の2ページを御覧くださいませ。施行期日につきましては、公布の日より施行するものでございます。

なお、参考資料2は先般5月18日の全員協議会で御説明した資料を添付しておりますので、後ほど御高覧ください。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。
質疑ございませんか。

6 番 井 上 1点ですね、お伺いをいたします。新旧対照表のですね、2ページですね、の下で、第24条が新設ということで追加されています。ここでは勤務環境の整備に関する措置ということですがけれども、第1号、第2号、職員に対する育児休業に係る研修。第2号、育児休業に関する相談体制。これはですね、具体的にはどういったものを考えていただけるかをお伺いをいたします。

総 務 課 長 ただいま井上議員の御質問に答えさせていただきます。まず初めに、職員に対する育児休業に係る研修の実施ということで、今考えておるのは、対象は全階層の職員を対象としまして、町の職員の規模数から考えますと、数年に1回程度を考えておるところでございます。管理職は育児休業の取得を応援し、支える立場ですから、若手の職員などは育児休業を組み入れた人生プランは当然のことと認識しているものと思いますので、研修は職員全体の意識の醸成や育児休業を取得しやすい雰囲気へ変えていくために有効な手段と考えておりますので、適切な頻度で実施したいと考えております。

続いて、2点目の育児休業に関する相談体制の整備ということで、一応育児休業に対しましては職員管理をしております総務課の庶務係が育児休業に関する相談窓口でございますので、育児休業に必要な情報提供を行ったり、求めがあれば育児休業手当の試算を行うなど、職員に対して個別的に、また具体的に、

適切な助言ができるよう相談体制を充実させていきたいと考えております。以上です。

6 番 井 上 現時点でのお考えということで理解をしましたが、第1号のですね、研修の実施のほうですね。今回の改正は非常勤職員に係るということがメインだというふうには理解をしていますので、やはり非常勤職員、管理する側のですね、管理職とかですね、係長直属の上司に対する研修だけではなく、非常勤ですので、その年に採用された方が育児休業等をですね、取得するというのも当然あり得るということで、当該非常勤職員に対する研修というのもですね、どういふふうにお考えになるのかということと、あと、2点目としてはですね、総務課の職員がですね、相談体制に当たるという回答がありましたが、やはりですね、その辺はもう少しですね、例えば子育て関係のほうの担当とか保健師とかですね、そういった部分の相談体制も含めたお考えはあるのか。その2点を再度お伺いいたします。

総 務 課 長 はい、ありがとうございます。ただいま井上議員の御質問のとおりでございますが、まず初めに、今、非常勤職員などの研修の参加ももちろんですね、今回の研修の中の対象には考えさせていただきたいと思っておりますので、そちらのほうは一緒に、非常勤職員も一緒に研修に参加するような形でやらさせていただきます。

それからですね、もう1点、子育て健康課の保健師さんとかどうなのかという話なんですけど、もちろん総務課が窓口になりながらも関係する子育てとか、そういうところと情報共有しながら、場合によっては一緒に対応していただくような形でやっていきたいという形で考えております。以上です。

議 長 ほかにございませんか。

この辺で質疑を打ち切りたいと思っておりますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。

質疑を打ち切り、討論に入ります。

(「省略」の声あり)

討論省略とのお声ですが、討論を省略して採決を行って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。討論を省略し、採決を行います。議案第24号松田町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。